

総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和8年2月5日(木) 第2委員会室
2. 出席委員 五島誠委員長 松本みのり副委員長 谷口隆明 横路政之 堀井慎一郎 桜田亮太
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 植木佳那子議会事務局主事
5. 説明員 東健治管財課長 加藤文彦管財課契約係長
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 所管事務調査について
 - 2 その他

午前11時9分 開 議

- 五島誠委員長 ただいまより総務常任委員会を開催します。ただいまの出席委員は6名であります。よって直ちに本日の会議を開きます。本日の会議において傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しております。

1 所管事務調査について

- 五島誠委員長 本日の協議事項1点目、公契約条例についてです。先般は、市内営業所を構えておられる測量・設計コンサルタント会社の方を参考人招致し、ヒアリングをしたところです。今まで市内本社、そして市内営業所、それぞれ3社の方々に参考人招致しました。そして、改めて担当課を招いてヒアリングをする機会を持たせていただきました。今日は総務部管財課の課長、係長に来ていただいておりますので、よろしくお願ひします。それでは委員の皆さんから、随時、質疑を許します。横路委員。
- 横路政之委員 市内本社、市内営業所の方に来ていただいて、2回にわたって、それぞれの思いや意見をお聞きしました。それぞれに主張されるころはあり、私たち議員が初めて聞くような実態も、つぶさに意見を聞かせていただきました。そういった中で、これをどういう形で集約していくか。市内本社の要望、それに対して市内営業所の思いや意見もある中で、制度設計に関しては、やはりどちらもいていただかないと困ると感じます。執行者もそういった声は十分聞いておられると思います。どちらにも納得していただけるというのは、なかなか難しいかもしれませんが、そういった解を見つけるような努力をしていただき、そういった声に応えられるような動きをしていただきたいというのが正直な意見です。
- 五島誠委員長 他にありますか。副委員長。
- 松本みのり副委員長 先ほど横路委員が言われたように、我々も市内本社、市内営業所の皆さんからお話を伺う中で、どちらも大切にしていきたい。その中で何ができると、難しい中で考えたのですけれども、市内営業所の方のお話で、営業所を持たれているけれども実態がなかなか見えづらい、常

駐の社員もいない、そういった業者が仕事を受注する場合も見受けられる。その厳格さを求めていることと、受注枠がもう決められていて、それを超えた場合にそういった実態の薄い業者が仕事を受注することがあるという話に対して、我々も対応を考えていかなければならないと思いました。そちらの検討をいただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

○五島誠委員長 課長。

○東健治管財課長 まず、市内営業所の事業者の状況については、管財課から事前連絡を行わないで会社の実態を確認しに伺っております。そういった中で、いわゆる常駐をしておられない、電話回線を引いた営業所と、実際に事務員の方、技術者の方、また重機等も整備されて営業所として構えておられる事業者との扱いは少し分けて行っております。実態のある市内営業所に優先的に参加していただけるような発注方法も行っております。また、市内営業所の方の枠については、どうしても必要な業者数が定められておりますので、そこに満たない場合には、業者数を確保するために市外の事業者が参加するといった案件も出てきております。本来市内で完結する業務については市内の本社、営業所の事業者さんをお願いしたいという基本の原則に基づいて、その枠については見直しも検討してまいりたいと考えております。

○五島誠委員長 ここでは仮に実態がない会社を幽霊会社と言わせていただきます。幽霊会社が準市内業者と同等に扱われることがあるのかというのが結構大きな争点といたしますか、実際どうなのか。純然たる営業所をきちんと構えて、人も常駐しておられる準市内業者もあれば、そうではない準市内業者もあるとなると、非常に大きな不公平感が生じると思います。そうした実情はないということで理解をしてよろしいですか。

○東健治管財課長 実態があるものとないものに関しては扱いを分けております。ただし、結果として入札の中で、分けているけれども同じ土俵に上がってしまうという実情はあります。基準は分けているが、結果として同じ土俵に上がってしまい、幽霊会社が落札する可能性もあるという結果になっております。

○五島誠委員長 つまり、幽霊会社を準市内業者として取り扱うことはないと思っていいいのですね。結果としては準市内業者と同じように入札に参加する可能性はあるけれども、扱いとしては分けているわけだから、幽霊会社を準市内業者として扱うことはないと理解したらいいのですね。

○東健治管財課長 はい。

○五島誠委員長 分かりました。他にありますか。桜田委員。

○桜田亮太委員 最低制限価格について、本市だと8割ぐらいということで、それだとなかなか利益が、といったお話もあったのです。その辺の考えはどうでしょうか。

○五島誠委員長 課長。

○東健治管財課長 庄原市においてコンサル業務は、国土交通省が定めた標準的な最低制限価格の算出基準に基づいて算定しております。これについては随時見直しもされており、庄原市も最新の計算式に基づいて定めております。この計算式でいくと、最低限の利益は確保されるであろうというもので算定されております。業者によっては、そこに従事される従業員がいわゆるベテランの方なのか、若い方なのかによって、その業務にかかる人件費も変わってくるかとは思いますが。標準的な単価で積算をしたものをもとに最低制限価格を算定しておりますので、最低制限価格自体は言葉どおり、最低限の価格は維持しているものと受け止めております。

- 五島誠委員長 他にありますか。桜田委員。
- 桜田亮太委員 国の基準額等を参考にしておられるのだと思うのですが、まだまだ見直しができるようであれば、大所高所から見て判断していただければと思います。
- 五島誠委員長 他にありますか。堀井委員。
- 堀井慎一朗委員 最低制限価格について、80%ということなのですが、県内他市町のその辺りの情報はお持ちでしょうか。
- 五島誠委員長 課長。
- 東健治管財課長 コンサル業務の最低制限価格に関して、広島県については独自の算定式を持っておられます。広島県以外の県内の自治体は、ほぼ全てだと思いますが、国土交通省の基準をもとに最低制限価格を定めておられるかと思いますが、これについては測量の部門、あるいは建築コンサルタント、土木コンサルタント、地質といった業務の内容によって、最低制限価格の算出方法、算出の式が異なっている状況です。
- 五島誠委員長 他にありますか。谷口委員。
- 谷口隆明委員 年間のコンサル関係の契約件数と、本社があるところと営業所の割合はどのぐらいか。それから、契約の金額が20年前から小さくなっていると思うのですが、今、一番大きいのはどれぐらいの契約金額になっているのか、参考までにお聞きしたいと思います。
- 五島誠委員長 課長。
- 東健治管財課長 今年度の発注業務のうち、建物の建築設計を除くコンサルタント業務でいいますと、約3分の1程度は市内本社が落札しています。件数の割合でいいますと3分の1程度は市内本社が受注されており、請負対象額でいいますと30%程度は市内本社が受注されているという実態です。地籍調査を継続的に実施しておりますけれども、こちらの業務が1件当たり3,000万円を少し超える業務の規模となっております。そのほか橋梁の補修設計等については2,000万円台、道路改良等に伴う用地測量業務委託に関しては1,000万円台のものが多く状況です。また、災害防除の設計業務については1,000万円を若干下回る程度の請負対象額となっております。
- 五島誠委員長 他にありますか。横路委員。
- 横路政之委員 三次では、1,000万円までは市内業者優先にしていると聞きました。それを全て市内業者が受けておられるのか。そういうところは調査されていますか。
- 五島誠委員長 課長。
- 東健治管財課長 こちらに関しては、三次市の契約担当部署とも定期的に情報交換等を行っており、我々が聞き取りした中ではそういった実態はないとお聞きしております。三次市の市内本社の業者も、いわゆる測量、設計、いろいろ多岐にわたって対応できる業者と、規模が比較的小さな測量のみの業者がおられるとお見受けしております。市内本社のみで対応できる業務とそうでない業務があると思いますが、そうでない場合には、三次市内に営業所をお持ちの事業者も1,000万円未満の業務に入札参加されている状況も確認しております。
- 五島誠委員長 併せて言いますと、前回の参考人招致の中では、地元本社の優遇をはっきり明示している県内他市町の例はないのではないかとということをおっしゃられたのです。その辺りがどうなのかも情報がありましたら、お伺いしたいと思います。課長。
- 東健治管財課長 自治体によって指名競争入札と一般競争入札という、大きく分けて二つになってき

ます。ある条件を付した形で参加できるという一般競争入札においては、市内に営業所を持っていること、市内本社であること、あるいは完成業務高が予定価格以上あることとか、いろんな条件を付けたり、あるいは資格登録要件という形で条件をつけたりします。事前にそういうことを発注者側が確認した後、その条件にあった業者を指名する指名競争入札では、発注者が求める資格登録要件、完成工事高等をクリアした業者を指名することになります。庄原市の場合、指名競争入札という扱いですが、自治体によっては幾らまでは指名競争入札、幾らを超えると一般競争入札と規定している自治体もあります。そういった指名競争入札という中では、市内本社のみを指名されている自治体もあるのかなと思っております。自治体によって様々だとは思いますが、市内に特化したというところも、県内の自治体でも幾らかはあるのではないかと考えております。

○五島誠委員長 他にありますか。堀井委員。

○堀井慎一郎委員 先ほど一般競争入札と指名競争入札、幾ら以上であれば一般競争というようなところもあるのではないかとのお話だったと思いますが、庄原市については、その辺り、幾らを超えれば一般競争、幾らまでであれば指名競争というような基準はあるのですか。

○五島誠委員長 課長。

○東健治管財課長 建設コンサルタント業務におきましては、全て指名競争入札で実施しております。建設工事につきましては、130万円以上の案件については、一般競争入札という形で発注しております。

○五島誠委員長 他にありますか。桜田委員。

○桜田亮太委員 発注として、測量、設計、建設等を含めて総合的に併せて発注するというのがメインになってくるとは思うのですが、市としての考え方をもう一度教えてください。

○五島誠委員長 課長。

○東健治管財課長 議員がおっしゃられるように、建設コンサルタント業務、一つの業務の中で、測量、あるいは設計、あるいは調査といった複合的な形で発注する状況が近年の発注状況になっております。一つの業務のロットと申しますか、規模が比較的以前に比べると小さくなってきているということもありますので、分離して発注すると、一つのそれぞれの規模がさらに小さくなり、割高になってしまふ。また、測量と設計が別業者ということになりますと、成果品を納品していただいた後、事業課の現場対応等においても少し苦慮する場面も出てくるということもありますので、近年では、いわゆる測量設計とも、一つのロットとして発注している状況がございます。

○五島誠委員長 他にありますか。副委員長。

○松本みのり副委員長 聞き取り調査の中で庄原市の入札に際しての資格要件が緩過ぎるのではないかという意見もありましたけれども、その点はどのように考えておられるのか。

○五島誠委員長 課長。

○東健治管財課長 資格登録要件ですが、こちらに関しては、その設計業務の内容によって、資格要件を求めるもの、また、資格要件を求めないものという区分けをしております。その内容については具体的にここで申し述べることは控えさせていただきたいと思いますが、全て資格要件を付した場合に、やはり、入札に参加できない事業者、業者も出てまいりますし、内容的に本当に資格をそこまで求める必要があるのかというところで区分けをしております。この資格要件については、成果品を納めていただいた後、それをもって現場工事の施工に入っていくということになりますので、ライフ

ライン等を整備する中では、そういった必要な資格を求めていくということは必要だと判断しております。

○五島誠委員長 他にありますか。1点お伺いしたいのが、当初予定していた金額よりも、物価上昇であるとか賃金の上昇をしっかりと予定価格に転嫁して計算をして出されないといけないのだろうなと思います。当初予算が成立するのが3月で、予算を組んで1年間の中でも、物価変動があると思うのですけれども、その辺りの価格転嫁の部分がどう金額に反映されていくのかということについて、お伺いしておきたいと思います。

○松本みのり副委員長 課長。

○東健治管財課長 まず発注に際しては、設計を組んで設計積算をしていくこととなりますが、その積算の単価というものに関しては、毎月、見直しがなされて、最新の単価をもって積算をして発注をしております。設計を組んでから発注までに時間を要す、あるいは、工期が非常に長いものに関しては、その期間であっても単価が上がっていくといった場合もあります。さらに言うと、予算要求時点では、道路改良でいうと1,000メートルを予定していたけれども、予算の規模で1,000メートルの工事はできないということになると、これを950メートルあるいは900メートルという形で、延長を見直すなりして、予算の中へ収める場合。あるいは現場の状況から、もうここまでやってしまわないといけないという場合には、その道路改良なら道路改良の予算の全体調整の中で調整をしていくといった形で、現場対応しております。また、工事によっては、スライド条項といいまして、いわゆる単価を最終的な精算で大きく単価が上がってきたりした場合には、それに合わせた形で、最終的な変更契約を行って、スライド条項によって変更契約を行って、その単価をもって、精算設計をしていくという形での業務完了に向けた精算をする場合もございます。

○五島誠委員長 他にありますか。よろしいですか。課長。

○東健治管財課長 業者の方からの参考人招致として、いろいろ聞かれた意見というのも、私どもも摘録等も目通しさせていただく中で、それぞれの業者さん、それぞれの立場でいろいろな思いも持っておられるかと思えます。発注する市としても、そういった状況もしっかりとお聞きする中で、また、法改正等あった場合には、それに基づいた、また社会情勢等に基づいた形で、何度も言うようにですけども、微妙なバランスの中で調整を図りながら、工事業務等も発注を行っており、大変気を遣いながら、業務に当たっているところであります。多様な意見はあろうかと思えますが、そういった意見にも耳を傾けながら、今後も発注業務に当たっていきたいと考えております。

○五島誠委員長 それでは以上で管財課のヒアリングを終えたいと思います。委員会としましては、恐らく7月ぐらいが制度の見直しといたしますか、基準の見直しといったこともあるかと思えますので、そこに間に合うように3月議会で一度中間報告なりをさせていただきたいと思っております。またよろしく願いいたします。それでは執行者へは退席を求めます。では執行者退席の間、暫時休憩いたします。

午前11時36分 休 憩

午前11時38分 再 開

○五島誠委員長　それでは休憩を閉じます。先ほどは管財課のヒアリングを行いまして、これでこの公契約条例について、特に測量設計コンサルタント業務については、市内本社、そして市内営業所の参考人招致と担当課のヒアリングを複数回行わせていただきました。この事項について、これ以上の調査を要するかどうか、余地があるかどうか委員の皆さんから御意見をいただきたいと思います。委員長といたしましては、一旦は、3月に報告をさせていただきたいと思っておりますが、皆さんから御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　それでは皆さんから御異議ないということですので、調査につきましてはこれをもって一旦一区切りとさせていただきます。報告に移らせていただきます。なお報告書の作成につきましては、現在、副委員長に参考人招致のまとめをしていただいておりますので、こちらについては既に皆さんにお目通しいただいたのではないかなと思っています。もし何かありましたら、そこに御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。また、その報告書に当たりまして、ただこういう調査をして終わりですというのも本意ではないので、幾らかの提案を本委員会としてはするべきだと思っております。この報告書の作成につきましては、また改めて3月議会が始まってからになるかと思いますが、時間をいただきまして、そこで御意見をいただく機会を持ちたいと思っております。特に提案部分について、一旦委員長・副委員長でまとめたものをお示しさせていただいて、皆さんに見ていただいて、訂正をしていくということでもよろしいでしょうか。よろしいですか。ですので、基本的には3月定例会の最終日に報告をするような形になるかなと思いますので、また、随時、委員会を開かせていただきます。よろしく願いいたします。それでは公契約条例については、この程度で本日のところは、とどめさせていただきます。

2 その他

○五島誠委員長　続いて行政視察のまとめをさせていただきます。皆様、報告書の提出、ありがとうございました。これらを元にまとめようかと思っておりますが、必ず入れ欲しいようなことがありましたら、お伺いしておきたいと思いますが、いかがですか。よろしいですか。こちらについても、また別の機会で見させていただきますので、よろしく願いいたします。そのほか皆さんから何かございますか。よろしいですか。それでは以上をもって本日の委員会を閉じさせていただこうと思います。次回、委員会につきましては、今月20日、本会議初日、予算委員会終了後になります。総務課ヒアリングを行い、現状の説明を受けるということで、よろしく願いいたします。その際に課長にこういったことを聞きたいということで投げかけをするのですが、半年に1度の定例的なものにしようかと思っておりますので、前回7月の委員会のときと同様の内容を再度聞くこととなります。皆さんからこれだけは聞いてほしいということがありましたら、事務局を通じて委員長・副委員長のほうへ、1週間前までですので、来週いっぱいまでに御意見をお伺いできればと思いますので、よろしく願いいたします。そのほか皆さんから何かございますか。よろしいですか。それでは以上で総務常任委員会を閉じさせていただきます。お疲れ様でした。

午前11時43分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長